

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する  
計算書

事業 年度	平成 平成	年 年	月 月	日 日	から まで	法人名	
----------	----------	--------	--------	--------	----------	-----	--

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2①	①		円
当該事業年度の月数	②		月
調整後付加価値額 ①×12/②	③		円

2. 負担変動額の計算

摘 要		課税標準	新税率 ( /100)	税額 (イ)	旧税率 ( /100)	税額 (ロ)
所得 割	所得金額総額 第6号様式⑦	④				
	年400万円以下の金額 第6号様式⑧	⑤	0.00		円 0.00	円 0.00
	年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式⑨	⑥	0.00		0.00	0.00
	年800万円を超える金額 第6号様式⑩	⑦	0.00		0.00	0.00
	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式⑪	⑧	0.00		0.00	0.00
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式⑫	⑨	0.00		0.00	0.00
付加 価値 割	付加価値額総額 第6号様式⑬	⑩				
	付加価値額 第6号様式⑭	⑪	0.00		円 0.00	円 0.00
資本 割	資本金等の額総額 第6号様式⑮	⑫				
	資本金等の額 第6号様式⑯	⑬	0.00		円 0.00	円 0.00
仮計		⑧+⑪+⑬又は⑨+⑪+⑬	⑭	0.00		0.00
差引		(⑭の(イ)) - (⑭の(ロ))	⑮	0.00		

3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$⑮ \times 3 / 4$	⑯	円 0.00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$⑮ \times (3 \times (40 \text{億円} - ③)) / 40 \text{億円}$	⑰	0.00

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$⑮ / 2$	⑱	円 0.00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$⑮ \times (40 \text{億円} - ③) / 20 \text{億円}$	⑲	0.00

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$⑮ / 4$	⑳	円 0.00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$⑮ \times (40 \text{億円} - ③) / 40 \text{億円}$	㉑	0.00